

## 沖縄県工業技術センター技術指導実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、沖縄県工業技術センター(以下「センター」という。)が行う技術指導に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 技術指導とは、企業等における技術的な問題を解決するため、センターおよびセンター職員が有する研究成果や知見、公知の情報等を用いて、センターの施設内または施設外において指導、助言等を行うことをいう。

### (技術指導の依頼)

第3条 センターに技術指導を依頼しようとする企業等(以下「依頼者」という。)は、技術指導願いをセンター長(以下「所長」という。)に提出するものとする。

### (技術指導実施の可否)

第4条 所長は、前項に規定する依頼があったときは、依頼書の内容を検討し、対応できる適切なセンター職員(以下「担当者」という。)を決定の上、技術指導として実施するかどうかを決定する。  
2 次の各号に該当する場合は技術指導を実施しないものとする。

- 一 技術保証等のためセンターの名称を利用することのみを目的とする場合
- 二 技術指導の結果に基づく依頼者の事業や活動に、センターが過度の責任を負うことを求められる場合
- 三 暴力団関係者(暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有するものが依頼者である場合
- 三 その他、所長が受け入れるべきではないと判断する場合

### (経費の負担)

第5条 技術指導のための経費は原則として無料とする。但し、技術指導に要する直接経費(材料代、消耗品、現場で必要となる光熱水費等)は、依頼者が用意、負担するものとする。

2 指導の過程でセンター保有の開放機器を使用する場合は、その使用時間および件数に応じた設備使用料、または依頼分析手数料を徴収する場合がある。

### (知的財産権の取り扱い)

第6条 技術指導の過程において、または結果として知的財産が生じた場合、両者(センターおよび依頼者)協議の上、この取扱について決定する。

( 賠償責任)

第7条 技術指導を受ける者の責めに帰すべき理由により、センターの設備その他財産に対し損害を与えた場合は、依頼者が当該物品を原形に復元する方法により、その賠償責任を負うものとする。

2 技術指導を受ける者が指導期間中、自己の責任により負傷等を被った場合は、センターは賠償の責任を負わない。

( 技術指導結果の報告)

第8条 技術指導の結果は担当者または所長が必要と判断した場合、報告書(様式自由)を作成し保管するものとする。

2 報告書は担当者が必要と判断した場合は、所長の承認を得て依頼者へ提供することができる。

附 則

この要領は、平成30年5月17日から施行する。